

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年11月28日
【発行者の名称】	株式会社ウィル・ドウ (WiLLDo Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤田 真一
【本店の所在の場所】	三重県伊勢市小俣町湯田791番地3
【電話番号】	0596-64-8280
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 島田 貴代
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ウィル・ドウ https://www.willdo.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期(中間)	第24期(中間)	第25期(中間)	第23期	第24期
会計期間	自2023年3月1日 至2023年8月31日	自2024年3月1日 至2024年8月31日	自2025年3月1日 至2025年8月31日	自2023年3月1日 至2024年2月29日	自2024年3月1日 至2025年2月28日
売上高 (千円)	301,653	316,694	366,883	622,344	650,215
経常利益 (千円)	42,819	41,722	90,242	79,508	104,176
中間(当期)純利益 (千円)	28,363	27,657	59,785	52,647	71,935
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	200	200,000	200,000	200,000	200,000
純資産額 (千円)	187,030	238,972	343,035	211,314	283,249
総資産額 (千円)	344,205	493,221	610,183	463,512	543,059
1株当たり純資産額 (円)	935.15	1,194.86	1,715.18	1,056.57	1,416.25
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	141.82	138.29	298.93	263.24	359.68
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	54.3	48.5	56.2	45.6	52.2
自己資本利益率 (%)	16.4	12.3	19.1	28.5	29.1
株価収益率 (倍)	—	10.4	4.8	5.5	4.0
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	43,203	55,689	88,754	67,839	78,505
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△54,093	△8,120	△16,887	△145,851	△14,858
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△45,000	△10,040	△5,040	48,320	△20,080
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	111,329	175,056	247,921	137,527	181,094
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人(名)員〕	29〔1〕	31〔2〕	36〔1〕	29〔1〕	35〔2〕

(注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、第23期(中間)において当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第24期及び第25期(中間)において期中での売買実績はなく該当株価がないため、期末日及び中間期末日直近の日における株価を用いて算定しております。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

7. 2023年9月15日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
36 [1]	39.4	7.4	4,731

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。

4. 当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善、個人消費の持ち直し、インバウンド需要の拡大もあり、緩やかな回復傾向が続いております。一方で世界的な資源価格の高騰や過度な円安の進行等、先行きが不透明な状況が続いております。

美容業界においては、来店数の増加、値上げによる顧客単価の上昇など売上増に繋がる要素が見られる一方、引き続き慢性的な人手不足、各種仕入コストの上昇等の懸念もあり、注視が必要な状況となっております。

このような環境の中、より効率的でデータドリブンなサロン経営への取り組みは推進され、当社が属するSaaS（注）業界への期待、重要性はますます高まっており、業界のデジタル化は継続して加速しております。

当社は美容業界向け顧客管理システム「Salons Solution」、電子カルテサービス「ペンギンカルテ」、電子契約書サービス「けいやくくん」を提供しておりましたが、新たにエステティックサロン等美容サロンでのカウンセリングをサポートするサービスとして「AI 肌診断 skinsense」の提供を開始いたしました。「AI 肌診断 skinsense」は株式会社 Novera の提供する「skinsense」を美容事業者向けに開発し、400 名の美容部員の知見を学習したプロ仕様の客観的な AI 肌診断でカウンセリング業務を強力にサポートするサービスです。

「Salons Solution」においては予約関連機能の改善、二要素認証の採用によるセキュリティ強化を実施いたしました。

また、店頭以外での売上創出を支援するため、株式会社ビューティーガレージが提供する EC プラットフォーム Salon.EC と連携する「Salon.EC 連携」、美容事業者がメーカーとの受発注業務の手間を軽減するため、企業の受発注、入出庫、在庫管理を丸ごと解決するオールインワン型クラウドソフトを無償提供する Spes 株式会社との業務提携を開始し、企業の受発注、入出庫、在庫管理を行える多機能クラウドソフト「Spes（スペース）」との連携を開始いたしました。

電子カルテサービス「ペンギンカルテ」においては「Salons Solution」同様、二要素認証の追加等セキュリティ強化のためのアップデートを実施いたしました。

電子契約書サービス「けいやくくん」においてはスタッフごとの書面閲覧権限を細分化する等、セキュリティ強化のためのアップデートを実施いたしました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は 366,883 千円（前年同期比 15.8%増）、営業利益は 90,098 千円（同 115.7%増）、経常利益は 90,242 千円（同 116.3%増）、中間純利益は 59,785 千円（同 116.2%増）となりました。

なお、当社は単一セグメントのため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

（注）インターネットを経由してユーザが利用できるソフトウェアの開発、提供を行う事業

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は247,921千円（前期末比66,827千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は88,754千円（前年同期は55,689千円の獲得）となりました。これは主に、税引前中間純利益90,242千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は16,887千円（前年同期は8,120千円の使用）となりました。これは、無形固定資産の取得による支出10,867千円及び定期預金の預入による支出6,019千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は5,040千円（前年同期は10,040千円の使用）となりました。これは、長期借入金の返済による支出5,040千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産、仕入実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。
また、仕入実績につきましては、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
Salons Solution事業	366,883	115.8
合計	366,883	115.8

(注) 当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所

の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社では、Salons Solution事業において、美容業界向け顧客管理システム「Salons Solution」、電子カルテサービス「ペンギンカルテ」、電子契約書サービス「けいやくん」の製品力強化を目的に機能開発を進めております。

研究開発の内容としては、エステティックサロン業界以外に特商法の適用を受ける事業者に向けた対応技術の開発、5,000件規模以上の利用顧客に対する安定的なサービス提供に向けたシステム構成の見直し等を行っております。

上記の結果、当中間会計期間における当社が支出した研究開発費の総額は11,946千円であります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年11月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年3月1日～ 2025年8月31日	—	200,000	—	10,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
合同会社ドゥーイング	神奈川県横浜市港北区日吉本町三丁目36番8号	69,000	34.50
浅井 啓行	東京都渋谷区	36,000	18.00
澤田 さくら	神奈川県横浜市港北区	24,000	12.00
澤田 昂太朗	神奈川県横浜市港北区	24,000	12.00
浅井 伸之輔	東京都渋谷区	20,000	10.00
澤田 真一	神奈川県横浜市港北区	19,900	9.95
島田 貴代	三重県伊勢市	3,000	1.50
石黒 哲明	神奈川県横浜市中区	2,000	1.00
ライツキャピタル株式会社	兵庫県西宮市甲風園3丁目1-15	2,000	1.00
ラテラル・シンキング株式会社	北海道札幌市中央区北2条西2丁目1-5	100	0.05
計	—	200,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものです。

2．2025年3月から8月までは、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)の中間財務諸表について、新月有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 2 月 28 日)	当中間会計期間 (2025年 8 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	246,698	319,545
売掛金	6,184	6,932
商品	629	762
仕掛品	244	118
前払費用	23,562	11,799
未収入金	34,091	34,629
その他	117	55
流動資産合計	311,527	373,843
固定資産		
有形固定資産		
建物	79,423	79,423
減価償却累計額	△4,250	△6,211
建物（純額）	75,173	73,211
構築物	5,027	5,027
減価償却累計額	△272	△398
構築物（純額）	4,755	4,629
工具、器具及び備品	3,601	3,601
減価償却累計額	△1,138	△1,471
工具、器具及び備品（純額）	2,463	2,130
土地	30,612	30,612
有形固定資産合計	113,004	110,584
無形固定資産		
ソフトウェア	12,291	24,293
ソフトウェア仮勘定	9,197	4,386
無形固定資産合計	21,489	28,680
投資その他の資産		
繰延税金資産	11,275	11,275
長期前払費用	610	647
敷金及び保証金	296	296
保険積立金	84,854	84,854
投資その他の資産合計	97,037	97,074
固定資産合計	231,531	236,339
資産合計	543,059	610,183

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 2 月 28 日)	当中間会計期間 (2025年 8 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	10,080	10,080
未払金	30,351	38,412
未払費用	766	896
未払法人税等	24,077	30,456
未払消費税等	20,188	17,616
契約負債	83,394	79,078
預り金	7,679	11,506
賞与引当金	5,112	5,979
流動負債合計	181,650	194,027
固定負債		
長期借入金	78,160	73,120
固定負債合計	78,160	73,120
負債合計	259,810	267,147
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	273,249	333,035
利益剰余金合計	273,249	333,035
株主資本合計	283,249	343,035
純資産合計	283,249	343,035
負債純資産合計	543,059	610,183

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
売上高	316,694	366,883
売上原価	40,421	35,802
売上総利益	276,272	331,080
販売費及び一般管理費	※ 234,509	※ 240,981
営業利益	41,762	90,098
営業外収益		
受取利息	13	223
匿名組合投資利益	329	426
その他	9	-
営業外収益合計	352	649
営業外費用		
支払利息	372	505
社債利息	21	-
営業外費用合計	393	505
経常利益	41,722	90,242
税引前中間純利益	41,722	90,242
法人税、住民税及び事業税	14,064	30,456
法人税等合計	14,064	30,456
中間純利益	27,657	59,785

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	41,722	90,242
減価償却費	5,959	6,097
賞与引当金の増減額 (△は減少)	385	867
受取利息及び受取配当金	△13	△223
支払利息	372	505
社債利息	21	-
匿名組合投資損益 (△は益)	△329	△426
売上債権の増減額 (△は増加)	4,055	△748
棚卸資産の増減額 (△は増加)	192	△7
未収入金の増減額 (△は増加)	△1,412	△537
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,088	-
未払消費税等の増減額 (△は減少)	12,196	△2,571
契約負債の増減額 (△は減少)	△2,734	△4,316
その他	14,376	24,232
小計	75,879	113,114
利息及び配当金の受取額	13	223
利息の支払額	△393	△505
法人税等の支払額	△19,810	△24,077
営業活動によるキャッシュ・フロー	55,689	88,754
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	△2,599	△10,867
定期預金の預入による支出	△6,001	△6,019
その他	480	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,120	△16,887
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△5,040	△5,040
社債の償還による支出	△5,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,040	△5,040
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	37,529	66,827
現金及び現金同等物の期首残高	137,527	181,094
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 175,056	※ 247,921

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税、住民税及び事業税に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 2025年 3 月 1 日 至 2025年 8 月31日)
役員報酬	98,010千円	101,310千円
給料手当	32,751千円	31,611千円
支払手数料	46,955千円	53,515千円
減価償却費	1,583千円	1,335千円
賞与引当金繰入額	244千円	21千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 2025年 3 月 1 日 至 2025年 8 月31日)
現金及び預金	234,661千円	319,545千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△59,604千円	△71,624千円
現金及び現金同等物	175,056千円	247,921千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、Salons Solution事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、Salons Solution事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
利用サービス	287,705	339,151
導入サービス	17,159	14,610
個別サービス	10,096	11,473
関連製品の販売	1,733	1,647
顧客との契約から生じる収益	316,694	366,883
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	316,694	366,883

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり中間純利益金額	138円29銭	298円93銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	27,657	59,785
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	27,657	59,785
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 11 月 28 日

株式会社ウィル・ドウ

取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

高橋 正哉
池田 晴彦

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィル・ドウの2025年3月1日から2026年2月28日までの第25期事業年度の中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィル・ドウの2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上